

令和 8 年度 高圧ガス製造保安責任者試験 高圧ガス販売主任者試験

〔甲種化学・甲種機械・乙種化学・乙種機械・丙種化学(液石)・丙種化学(特別)・
第一種冷凍機械・第二種冷凍機械・第三種冷凍機械・第一種販売・第二種販売〕

受験案内書（電子申請用）

電子申請の受付期間

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午前 1 0 時

～ 9 月 2 日（水）午後 5 時まで

【重要】

国家試験の開催に関する情報（自然災害による中止、延期等）や、その他必要な情報を以下のサイトでご案内しますので、定期的に最新の情報を確認してください。

高圧ガス保安協会（KHK）ホームページ <https://www.khk.or.jp/>



高圧ガス保安協会(KHK) 試験・教育事業部門

- この受験案内書には、電子申請での受験手続きに関する必要事項及び注意事項、また、試験当日の受験上の注意事項等が記載されております。受験手続きを行う方は必ずお読みください。
- 受験手続きを行う方は、自己の判断と責任に基づき、受験案内書すべての事項にご承諾いただくことが必要です。また、受験申請された方は、受験案内書の各事項をご承諾いただいたものと見なされます。
- この受験案内書は、受験申請後も大切に保管してください。
- 受験案内書の記載内容等の不明点は、下記までお問い合わせください。
KHK 試験・教育事業部門（03-3436-6102）
KHK 中部支部（052-221-8730）
KHK 近畿支部（06-6312-4051）
KHK 中国支部（082-243-8016）

高圧ガス 国家試験

検索



備考：書面申請と電子申請との重複申請（二重申請）にご注意ください。

【受験票について】

令和 8 年度より、国家試験の受験票は、受験申請者自らが専用サイト（国家試験受験票 WEB 発行システム）にアクセスしてダウンロード・印刷し、試験当日に持参する形式に移行します（詳細は 8～9 頁参照）。

受験者情報の取扱い等について

高圧ガス保安協会（「KHK」といいます。）は、書面申請及び電子申請（インターネット申請）によって得た個人情報について、KHK のプライバシーポリシーに基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集、利用について

KHK は、国家試験の申請の際に氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス等の個人情報を収集します。これらの情報は、国家試験の受付・採点・可否通知・免状交付、国・自治体への情報の提供、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍及び国家試験のご案内等についての情報提供にも使用することがあります。

2. 個人情報の開示について

KHK は、上記 1 の活動を行うため、個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先では KHK の適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。

KHK は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申請者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。

ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。

《 目 次 》

I 試験の概要 -----	2～3 頁
(1.試験日、2.受験申請の受付期間、3.受験資格、4.試験の種類・試験の科目・試験の区分、5.試験内容・試験形式、6.試験時間、7.合格基準、8.受験手数料、9.試験地、10.試験の科目免除申請)	
II 受験申請 -----	4～9 頁
(1.受験申請の専用サイト、2.受験申込方法の選択、3.受験申込、4.受験申請後の変更手続き、5.受験票の発行手順・記載内容の確認・写真の貼付)	
III 試験当日の注意事項等 -----	9～10 頁
(1.試験会場への集合時間、2.試験会場までのアクセス、3.試験当日持参するもの、4.不正行為対応、5.受験上の注意点、6.受験の際のお願い)	
IV 試験結果の通知及び試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表 -----	11 頁
(1.試験結果の通知、2.試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表)	
V 免状交付申請の案内 -----	12 頁
VI 別表及び別紙 -----	13～19 頁
別表 1：大臣試験の試験地及び担当部署・事務所〔13 頁〕	
別表 2：知事試験の試験地・試験種類及び担当部署・事務所〔13～16 頁〕	
別 紙：筆記試験の科目免除申請の条件〔17～19 頁〕	

I 試験の概要

1. 試験日：令和8年11月8日（日）
2. 受験申請の受付期間：令和8年8月17日（月）午前10時～9月2日（水）午後5時まで
3. 受験資格：年齢、学歴、性別、経験等に関係なく、誰でも受験できます。
4. 試験の種類・試験の科目・試験の区分

【高圧ガス製造保安責任者試験】

試験の種類	略称	試験の科目	試験の区分
甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	甲 種 化 学	法令・保安管理技術・学識の3科目	経済産業大臣の免状に係る試験（大臣試験）
甲種機械責任者免状	甲 種 機 械		
第一種冷凍機械責任者免状	第一種冷凍機械		
乙種化学責任者免状	乙 種 化 学	※ただし、第三種冷凍機械は法令・保安管理技術の2科目	都道府県知事の免状に係る試験（知事試験）
乙種機械責任者免状	乙 種 機 械		
丙種化学（液化石油ガス）責任者免状	丙種化学（液石）		
丙種化学（特別試験科目）責任者免状	丙種化学（特別）		
第二種冷凍機械責任者免状	第二種冷凍機械		
第三種冷凍機械責任者免状	第三種冷凍機械		

【高圧ガス販売主任者試験】

試験の種類	略称	試験の科目	試験の区分
第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	第一種販売	法令・保安管理技術の2科目	都道府県知事の免状に係る試験（知事試験）
第二種販売主任者免状	第二種販売		

5. 試験内容・試験形式

試験の種類	試験科目別による試験内容及び試験形式		
	法 令	保安管理技術	学 識
甲 種 化 学	高圧ガス保安法令に係る法令（令和8年4月1日現在施行されている法令に基づき出題）	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下甲種機械まで同じ。）に必要な化学に関する高度の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な高度の応用化学
試験形式	択一式（20問）	択一式（15問）	記述式（6問）
甲 種 機 械	〃	高圧ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な高度の機械工学
試験形式	択一式（20問）	択一式（15問）	記述式（5問）
第一種冷凍機械	〃	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な高度の保安管理の技術	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学及び機械工学
試験形式	択一式（20問）	択一式（15問）	記述式（5問）
乙 種 化 学	〃	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下乙種機械まで同じ。）に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学
試験形式	択一式（20問）	択一式（15問）	択一式（15問）
乙 種 機 械	〃	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学
試験形式	択一式（20問）	択一式（15問）	択一式（15問）
丙種化学（液石）	〃	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学
試験形式	択一式（20問）	択一式（20問）	択一式（20問）
丙種化学（特別）	〃	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。）に必要な基礎的な保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学
試験形式	択一式（20問）	択一式（20問）	択一式（20問）
第二種冷凍機械	〃	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学
試験形式	択一式（20問）	択一式（10問）	択一式（10問）
第三種冷凍機械	〃	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な初歩的な保安管理の技術	
試験形式	択一式（20問）	択一式（15問）	

試験の種類	試験科目別による試験内容及び試験形式	
	法 令	保安管理技術
第 一 種 販 売	高压ガス保安法令に係る法令 (令和8年4月1日現在施行されている法令に基づき出題)	高压ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術
	試験形式 択一式(20問)	択一式(20問)
第 二 種 販 売	高压ガス保安法及び液化石油ガス法に係る法令 (令和8年4月1日現在施行されている法令に基づき出題)	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術
	試験形式 択一式(20問)	択一式(20問)

6. 試験時間

試験の科目	試験時間
法 令	9時30分～10時30分 (60分)
保安管理技術	11時10分～12時40分 (90分)
学 識	13時30分～15時30分 (120分)

7. 合格基準：各科目とも満点の60パーセント程度です。

8. 受験手数料(非課税扱い)

試験の種類	受験手数料
甲種化学	17,300円
甲種機械	
第一種冷凍機械	
乙種化学	11,100円
乙種機械	
第二種冷凍機械	

試験の種類	受験手数料
丙種化学(液石)	9,800円
丙種化学(特別)	
第三種冷凍機械	
第一種販売	8,500円
第二種販売	6,700円

9. 試験地

【大臣試験】別表1「大臣試験の試験地及び担当部署・事務所」(13頁)参照

【知事試験】別表2「知事試験の試験地・試験種類及び担当部署・事務所」(13～16頁)参照

備考：試験会場名及び会場案内図は、専用サイトからダウンロード・印刷した受験票等に記載されたものを事前に確認してください。KHK ホームページ (<https://www.khk.or.jp>) でも確認することができますが、やむを得ない事情により掲示内容に変更が生じる場合もありますので、専用サイトからダウンロード・印刷した受験票等に記載されたものを確認してください。なお、当該受験票等に記載された内容に変更が生じた場合は、KHK ホームページ等で別途お知らせします。

10. 試験の科目免除申請

試験の科目免除を申請する方は、別紙「筆記試験の科目免除申請の条件」(17～19頁)を確認のうえ、「国家試験のお申込み(電子申請)専用サイト」(URLは次頁を参照)において、講習修了証番号を所定の欄に入力してください。その他の方法により科目免除を申請する方は5頁3-2を、科目免除申請の変更については7頁をそれぞれ参照してください。

試験の科目免除申請の留意点

- 1) 受験申請の受付期間までに、所定の条件を満たしていれば、試験の科目免除の申請を行うことができます。ただし、試験の科目免除申請の条件を満たしている方であっても、申請に不備があった場合は、試験の科目免除を受けることはできません。
- 2) 試験の科目免除申請によって、重複する試験の科目がなければ他の免状に係る試験を受験することができます。ただし、その試験会場の場所が離れている場合には、試験開始時刻に間に合わないことが予想されますので、ご注意ください。

II 受験申請

1. 受験申請の専用サイト

KHK ホームページ内の「国家試験のお申込み」ページ（下記 URL 参照）から、「国家試験のお申込み（電子申請）専用サイト」（以下「電子申請サイト」）にアクセスしてください。受験申請はこの電子申請サイト上で受け付けます。

「国家試験のお申込み」URL：https://www.khk.or.jp/qualification/qualification_application/

2. 受験申込方法の選択

受験申込方法には「個人申込」と「法人申込」があります。

【個人申込】受験者本人が申し込む方法です。

【法人申込】受験申請に係る法人担当者が受験者に代わって一括で申し込む方法です。

可否の通知は法人担当者にまとめて発送します。

なお、法人申込には、2 種類の入力方式があります。次の 1) 及び 2) の記載内容を確認のうえ、いずれかの方式を選択してください。

1) Web 入力方式

電子申請サイト上で 1 人ずつ受験者情報を入力する方法で、少人数の申込に便利です。

2) ファイル・アップロード方式

所定の「ファイル・アップロード方式用 Excel シート」（“国家試験のお申込み”ページからダウンロード）にあらかじめ複数人の受験者情報を入力したものを電子申請サイト上でアップロードする方法で、多人数の申込に便利です。

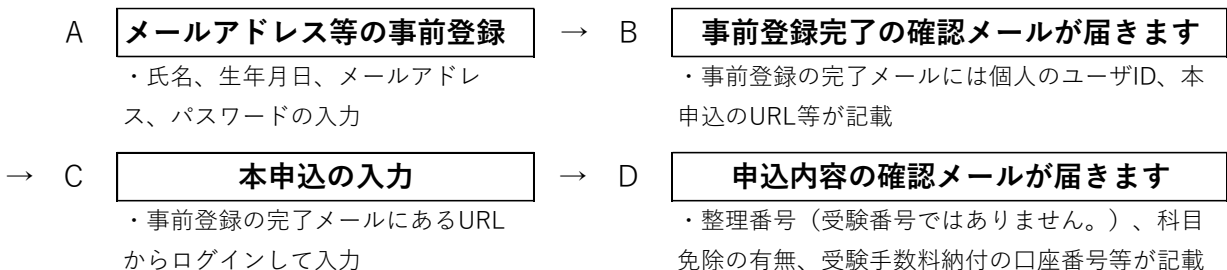
3. 受験申込

3-1. 電子申請サイト上での入力

【入力の受付期間】 令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午前 1 0 時 ～ 9 月 2 日（水）午後 5 時まで
（受付期間中、2 4 時間入力可能）

【入力の方法】

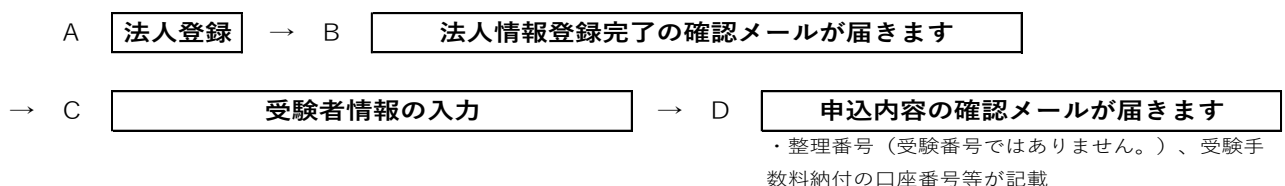
① 個人申込：入力の流れは次の A から D のとおりです。最初に受験者のメールアドレス、試験の種類等を事前登録してから本申込となります。



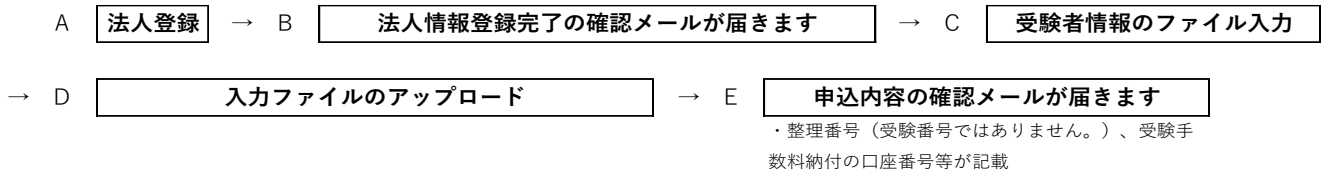
注）メールアドレス等の事前登録だけでは受験申込は完了していません。

② 法人申込：入力の流れは次のとおりです。最初に法人登録（法人ID取得）を行ってから入力となります。すでに法人IDを取得済みの場合、新規登録は不要であり、取得済みの法人IDが使用できます。ただし、法人IDを忘れた場合は新規に登録してください。

〔Web 入力方式〕



〔ファイル・アップロード方式〕



注）申込内容や受験者人数を修正する場合は、受付期間内において一旦全員分を取下げた後、再度、申請し直してください。（7頁4．参照）

【申請上の留意点】

- ① 電子申請サイト内の申込システムの漢字は、JIS 第一水準、第二水準まで入力可能です。それ以外の漢字を使用した場合は入力エラーとなるので、入力可能な漢字等で代用してください。氏名の字体の修正は、試験当日、試験監督員から修正についての案内があるので、案内に従って修正してください。
- ② 受付期間経過後は、電子申請サイト内の申込システムにログインできなくなるため、時間に余裕をもって行ってください。
- ③ 入力開始から一定時間（30分）操作しなかった場合、“申込システム”はタイムアウトし、入力できなくなります。
- ④ メールは、自動送信されます。メールが10分以内に届かない場合、登録したメールアドレスの間違い、または、受信側のセキュリティ設定の影響などが考えられます。これらの設定を確認してください。

3－2．試験の科目免除の証書送付

【証書送付の対象となる方】

証書送付の対象となる方は、申込画面で「証書コピー送付の必要」欄に〔あり〕の表示がある方です。なお、ファイル・アップロード方式の場合は、Excel シート上に証書コピー送付の必要〔あり〕が表示されます。証書送付の対象となる方は次のとおりです。

- ・平成15年度以前の講習修了証をもって申請される方
- ・講習修了証と免状をもって申請される方
- ・講習修了証の氏名が婚姻等で変更になった方

〔氏名変更した方へ〕

講習修了証に記載されている氏名に変更がある場合は、試験の科目免除の照合ができません。電子申請サイト上での入力時に「平成15年度以前の講習修了証所持欄」にチェックしてください。

- ・免状をもって科目免除を申請される方
- ・国家試験の合格通知書又は合格証明書をもって申請される方

【証書の送付期限】 令和8年9月7日（月）午後5時まで

【証書の送付方法】

- ① 申込内容の確認メールをご確認のうえ、証書コピーの欄外に同確認メールの冒頭に記載した「整理番号」を記入し、KHK 試験・教育事業部門まで FAX(03-5774-0221)で送付してください。
- ② 試験の科目免除の証書の氏名に変更がある場合は、旧姓と新姓が確認できる「戸籍抄本」(写可)も併せて送付してください。
- ③ 手続きが完了次第、「科目免除確定のメール」が届きます。証書を受理してから同メールの送信まで2営業日程度の時間がかかります。同メールが届かない場合は、KHK 試験・教育事業部門に電話（03-3436-6102）でお問い合わせください。

科目免除の証書送付の留意点

試験の科目免除の証書が期限までに送付されなかった場合は、試験の科目免除は受けられません。

3－3．受験手数料の納付

【受験手数料の振込期限】

個人申込：令和8年9月7日（月）まで

法人申込：令和8年9月11日（金）まで

【受験手数料の納付方法】

- ①「申込内容の確認メール」の中に受験手数料を納付する銀行名、口座番号、口座名義名等が記載されています。確認メールに記載された口座に受験手数料を入金してください（振込手数料は受験申請者負担）。なお、申請毎に異なる口座番号が自動的に割り当てられるため、他の申込みの入金には利用できません。また、書面申請用の払込用紙は使用できません。
- ② 入金が確認でき次第、「入金確認・申込完了メール」が届きます。入金されてから同メールの送信まで2営業日程度の時間がかかります。同メールが届かない場合は、KHK 試験・教育事業部門に電話（03-3436-6102）でお問い合わせください。

受験手数料納付の留意点

- 1) 受験申請時に割り当てられた口座以外の口座に入金（請求金額と異なる入金も含みます。）した場合や、振込人名に誤りがあった場合は、KHK において入金確認ができないため、未入金扱いとなります。
- 2) 受験手数料の納付期限を経過後、入金が確認できなかった場合は、受験の申込みは無効となります。
- 3) 納付済みの受験手数料は、理由の如何に関わらず返還しません。また、次回以降の試験への充当もできません。なお、受験手数料に過納分が発生した場合であっても、その分の受験手数料は、原則、返還しません。
- 4) 受験手数料納付時に「領収書」は発行しておりません。納付時に発行される振込明細書が受験手数料納付の証明書となるので大切に保管してください。
- 5) 受験手数料は非課税のため、適格請求書（インボイス）は発行しておりません。

4. 受験申請後の変更手続き

受験申請後において、次表に掲げる取下げ・変更が生じた場合は、KHK ホームページ内の「国家試験のお申込み」ページから「変更手続き用申請書」（下記 URL 参照）にアクセスしてください。該当する申請書をダウンロード・印刷し、同申請書の注意事項を確認のうえ、下記の変更手続き期限までに KHK 試験・教育事業部門に FAX (03-3459-6613) 又はメール(exam_app@khk.or.jp)により申請してください。

URL : https://www.khk.or.jp/qualification/qualification_application/change.html

変更手続きの内容	申請書	備考
申請の取下げ	電子申請の取下げ申請書（法人用）	P D F 形 式
	電子申請の取下げ申請書（個人用）	
受験者氏名・生年月日・住所・電話番号の変更	受験者氏名等変更申請書（法人用）	
	受験者氏名等変更申請書（個人用）	
試験地・試験の種類の変更	試験地・試験の種類変更申請書（法人用）	
	試験地・試験の種類変更申請書（個人用）	
試験の科目免除の変更	試験の科目免除変更申請書（法人用）	
	試験の科目免除変更申請書（個人用）	

備考：申請書の印刷環境がない方は、KHK 試験・教育事業部門に電話（03-3436-6102）でお問い合わせください。

【申請の取下げ期限】 個人申込：令和 8 年 9 月 1 1 日（金）午後 5 時まで

法人申込：令和 8 年 9 月 1 7 日（木）午後 5 時まで

受験手数料を入金済みの場合は、申請の取下げはできません。また、入金された受験手数料の返還もできません。取下げ手続き完了のお知らせはいたしません。なお、データ修正作業の進行状況によって、未入金をお知らせするメール、未入金により申込みが取消しになったことをお知らせするメールが届くことがありますので、ご了承ください。

注）法人申込の申込内容や受験者人数を修正する場合は、受付期間内において一旦全員分を取下げた後、再度、申請し直してください。

【受験者氏名等・試験の種類・科目免除の変更期限】 令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時まで

① 受験者氏名等の変更：変更手続き完了のお知らせはいたしません。後日、受験票を専用サイトでダウンロード・印刷し、変更内容を確認してください。

注）氏名の字体の修正や現住所の修正・変更など、軽微な修正の場合は、変更期限までに手続きを行う必要はありません。試験当日に試験監督員から修正についての案内がありますので、その案内に従ってください。

② 試験の種類の変更：変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

③ 試験の科目免除変更：変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

【試験地の変更期限】 令和 8 年 9 月 2 4 日（木）午後 5 時まで

変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

手続きの進捗確認及び変更手続きの留意点

- 1) 試験の種類、試験の科目免除及び試験地の変更申請書を受理してからお知らせまで 2 営業日程度の時間がかかりますが、手続き状況を確認したい場合は、KHK 試験・教育事業部門に電話（03-3436-6102）でお問い合わせください。
- 2) 試験の種類の変更に伴い受験手数料に不足が発生した場合には、その差額分を所定の口座番号に納付してください。なお、受験手数料に過納分が発生した場合であっても、その分の受験手数料の返還はいたしません。
- 3) 申請後の“受験者の変更”は認められません。

5. 受験票の発行手順・記載内容の確認・写真の貼付

受験票（試験会場地図やその他注意事項を含む。）は、受験申請者自らが専用サイト「国家試験受験票 WEB 発行システム」にアクセスしてダウンロード・印刷し、発行することになります。

【受験票の発行手順】

- ① 受験票のダウンロード・印刷期間（**令和8年10月19日（月）から11月8日（日）※まで**）の開始日の**約1週間前**に受験申請者（法人申込の場合は受験申請を行った法人担当者）あてに「受験票発行案内メール」を送信します。この案内メールには、国家試験受験票 WEB 発行システムの URL とログイン用 ID 及びパスワードが記載されています。

※ システムの関係上、11月末日までダウンロード・印刷は可能

注1）国家試験受験票 WEB 発行システムのログイン画面は、KHK ホームページからもアクセスできます。

注2）ダウンロード・印刷期間の開始日までに受験票発行案内メールが送信されない場合は、下記のサポートデスクに電話で確認してください。

◆ 受験票発行サポートデスク

TEL : 03-6902-0437

受付時間：午前9時から午後6時まで（受験票のダウンロード・印刷期間内の平日のみ）

- ② ダウンロード・印刷期間の開始後、国家試験受験票 WEB 発行システムにおいて、速やかに受験票をダウンロード・印刷し、発行してください。同システムの利用方法の詳細については、受験票発行案内メールに記載の URL からご確認ください（KHK ホームページからもアクセスできます）。同システムの利用方法などに関する問い合わせについては、上記のサポートデスクに電話で確認してください。

受験票の印刷時における留意点

- 1) 印刷物は次図のとおり、3 ページ分あります。A 4 サイズの白色のコピー用紙に、**ページの拡大・縮小はせず、片面印刷**してください。



《 受験票・受験上の注意 》



《 会場地図 》



《 受験票に関する注意事項 》

注）受験票に記載された**二次元バーコード**は、折り曲げたり書き込み等を行ったりしないでください。

- 2) カラー・白黒は問いませんが、余白に何らかの記載や汚れがある受験票は使用できません。
- 3) 受験票は折り曲げていない状態で試験会場まで持参してください。

【記載内容の確認】

- ① 受験票の印刷が完了次第、受験票の記載内容を確認するとともに、「受験上の注意」をよく読んでください。
- ② 受験票の記載が申請した内容と異なっている場合は、KHK 試験・教育事業部門まで電話（03-3436-6102）でお問い合わせください。なお、氏名の字体の修正など軽微な修正の場合は、試験当日、試験監督員から修正についての案内がありますので、その案内に従って修正をしてください。
- ③ 受験票は試験当日に回収します。受験番号は合否確認等のため、別に控えておいてください。

【写真の貼付】

受験票は、「受験票に関する注意事項」を確認のうえ、受験票の写真貼付欄に所定の写真を貼付し、試験当日、持参してください。なお、規格外の写真、不鮮明な写真又は写真のコピー等を貼付している場合は、受験できません。

1) 受験票に貼付する写真の規格等

- ◆縦4.5 cm×横3.5 cmの大きさのもの（パスポート用写真と同じサイズ）
- ◆受験申請前6ヶ月以内に撮影されたもの（カラー・白黒のいずれでも可）
- ◆無帽で正面を向いた上半身像（肩口までであって、その大きさは写真貼付欄を目安とする。）の
もので、本人とすぐ判別できる鮮明なもの
- ◆背景（影を含む）がないもの
- ◆写真専用紙にプリントした写真を使用すること（コピー用紙等に印刷したものは不可）
- ◆写真は、反りがないようにしっかりと受験票に貼付してください（セロハンテープ不可）
- ◆明るすぎる写真、暗すぎる写真、不鮮明な写真は不可

注）令和8年3月の高圧ガス小委員会を踏まえ、経済産業省において予定されている法令改正を受けて、令和8年度の国家試験に合格し、当該年度内に免状交付申請を行った場合は、原則、受験票に貼付した写真を免状用の写真として使用します。このため、免状用の写真として不適切である場合は、免状交付申請時に写真の再提出が必要となります。

2) 写真裏面に記載する事項

受験票に貼付する写真の裏面には、氏名、生年月日及び試験の種類を自署してください。また、受験票に貼付した写真の撮影日を「撮影年月日」欄に記入してください。

Ⅲ 試験当日の注意事項等

1. 試験会場への集合時間

試験開始前に注意事項の説明等を行いますので、全科目受験者及び法令のみの受験者は、必ず午前9時までに所定の試験会場（教室）に集合してください。

ただし、法令免除者（第二種販売は高圧法及び液石法の両方が免除になる者）は、午前10時40分までに集合してください。全科目免除の方は、来場する必要はありません。

試験会場の集合時間等の留意点

- 1) 試験開始時刻から30分を超えて遅刻した方は受験できません。試験は欠席扱いとなります。
- 2) 天災又は公共交通機関の運行停止等により受験できない事態が発生した場合であっても、指定された会場で試験を実施した際は、再試験の実施及び受験手数料の返還はいたしません。

2. 試験会場までのアクセス

受験票、会場地図等に特に記載のない限り、試験会場には受験者用の駐車場はありません。公共交通機関を利用して来場してください。迷惑駐車が判明したときは、違法駐車として通報する場合があります。

3. 試験当日持参するもの

- ① 受験票：所定の写真を貼付したもの（8頁を参照）

受験票がないと受験できません。受験票の忘れ、又は紛失した場合は、試験当日、受験票に代わる「受験許可証」を交付します。所定の写真及び写真付き身分証明書を用意のうえ、試験本部室までお越しください。

- ② 筆記用具：黒鉛筆又はシャープペンシル(HB又はB程度のもの)、消しゴム

ボールペンやサインペンで答案用紙(マークシート)に解答を記入した場合、電算処理機でマークした解答を読み取ることができませんので、ご注意ください。なお、筆記用具の貸与はいたしません。

- ③ 電卓：四則計算のみできる電卓に限り使用を認めます(関数電卓(公式類、定数等が最初から組み込まれているものを含む。)の使用は禁止)。ただし、次の機能が付加されている電卓も使用可能とします。詳細は、KHK ホームページを参照ください。なお、電卓の貸与はいたしません。

- ◆開平計算、百分率計算、税計算ができるもの
- ◆数値メモリ、符号変換、リセット、消去、電源入り切りができるもの
- ◆商売計算(原価、売価、粗利率)、通貨換算、日数・時間計算、検算ができるもの
- ◆切り上げ、四捨五入、切り捨て、小数点以下の位取りのスライドスイッチがあるもの

https://www.khk.or.jp/Portals/0/khk/exam/file/240827note_calctype.pdf



4. 不正行為対応

【携帯電話等電子機器の取扱いについて】

- ① 試験中の携帯電話、スマートフォン、PHS、スマートウォッチ等の通信機能を有する電子機器や、電子辞書、タブレット等の記憶機能を有する電子機器の使用及び作動を禁止します。
- ② 試験中は、携帯電話等電子機器の電源をOFFにし、鞆等に収納してください。このため、試験当日は収納のための鞆等を持参してください。
- ③ 試験中に携帯電話等電子機器を鞆等に収納していないことが確認された場合は、電源のON/OFFにかかわらず、不正行為と見なします。

【試験問題用紙の回収について】

- ① 試験問題用紙は答案用紙提出時に回収します。一旦回収した試験問題用紙は返却しません。
- ② 退室する際、答案用紙の解答番号をメモして持ち出すことは不正行為と見なします。

【不正行為が判明した場合の措置について】

不正行為が判明した場合には、直ちに退場を命じ、試験問題用紙及び答案用紙は没収のうえ、本試験は失格(無効)となります。

5. 受験上の注意点

【試験中、机上に置けるもの】

受験票(後に回収)、筆記用具(筆箱から出す)、電卓(ケースから出す)及び時計(時計型ウェアラブル端末、アラームなど時計以外の機能を有する機器は使用不可)。なお、時計は腕から外し、机上に置いてください。

【答案用紙の提出】

答案用紙を提出せずに退室した場合は、欠席扱いとなります。

退室するときは、試験監督員の指示に従い答案用紙を提出してください。

【試験中の途中退室】

試験開始から30分が経過するまでは退室できません。また、試験終了時刻の10分前からは退室できない場合があります。

【その他】

- ① 試験中は試験監督員の指示に従って受験してください。指示に従わないときは、直ちに退室を命じ、試験問題用紙及び答案用紙は没収のうえ、本試験は失格となります。
- ② 身体に障がいがあるなど、試験当日、試験教室内において特別の配慮が必要な方は、受験申請の際にKHK試験・教育事業部門に相談してください。

6. 受験の際のお願い

- ① 当日は、咳エチケットにご協力ください。
- ② マスク等を着用している場合は、試験中の本人確認のため、試験監督員の指示で一旦マスクを外していただくことがあります。

IV 試験結果の通知及び試験問題・正解答番号

・記述式解答例・合格者番号の公表

1. 試験結果の通知

以下の日程で、普通郵便（封書又は葉書）により合否通知書を発送します。

【大臣試験】令和9年1月26日（火）

【知事試験】令和9年1月5日（火）

試験結果の通知の留意点

- 1) **試験当日に欠席された方には、合否通知書は送付されません。**
- 2) 合否通知書の発送日までに転居された方は、最寄りの郵便局に必ず「転居届」を提出しておいてください。
- 3) 合否通知書の発送日から7日以上経過しても届かない場合は、KHK 試験・教育事業部門まで電話（03-3436-6102）でお問い合わせください。再発行手続きを行います。

2. 試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表

以下の日程で KHK ホームページに試験問題、正解答番号、記述式試験の解答例及び合格者番号を公表します。公表には期限がありますのでご注意ください。

項 目	公 表 日	公表時刻	掲載方法
試験問題	令和 8 年 1 1 月 9 日（月）	午後 3 時公表（予定）	P D F 形式
択一式試験の正解答番号			
記述式試験の解答例	令和 8 年 1 2 月中旬	※合格者番号は試験地の事務所においても 1 0 日間（営業日）掲示します。	
大臣試験の合格者番号	令和 9 年 1 月 2 6 日（火）		
知事試験の合格者番号	令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）		

備考：公表日には、トップページが大変混み合うことが予想されます。公表のページを別サーバーに移しますので、トップページを経由せず、直接公表のページにアクセスしてください。公表日前にあらかじめ公表のページにアクセスし、“お気に入り”に登録しておくことをお勧めします。

◆ 公表のページ URL 及び二次元バーコード
<https://shiken.khk.or.jp/shiken.html>



V 免状交付申請の案内

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付は、それぞれの試験に合格した後、免状交付申請が必要となります。免状交付申請に必要な申請書は、合格者に対して合否通知書と併せて送付します。免状交付申請の窓口は次のとおりです。

【大臣試験を受験した方】

大臣試験に合格された方は、試験地に関係なく KHK 試験・教育事業部門が免状交付申請の窓口となります。

【知事試験を受験した方（試験地が長崎県の方を除く。）】

知事試験を受験し合格された方は、KHK 試験・教育事業部門が免状交付申請の窓口となります。

【知事試験を長崎県で受験した方】

長崎県で受験し合格された方は、長崎県消防保安室が免状交付申請の窓口となります。

・長崎県消防保安室 TEL：095-895-2147

◆ 免状交付申請に関する詳細については、KHK ホームページをご参照ください。

（ https://www.khk.or.jp/qualification/national_qualification/diploma/diploma_application.html ）



◆ 令和 8 年 3 月の高圧ガス小委員会を踏まえ、経済産業省において予定されている法令改正を受けて、免状は紙製からプラスチック製に変更されます。詳しくは下記 KHK ホームページをご参照ください。

（ https://www.khk.or.jp/qualification/qualification_application/license/ ）



VI 別表及び別紙

別表 1：大臣試験の試験地及び担当部署・事務所

試験地	試験種類	担当部署・事務所の名称・電話番号・所在地
北海道	甲種化学 甲種機械 第一種冷凍機械	高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
宮城県		
東京都		
愛知県		高圧ガス保安協会中部支部 電話：052-221-8730 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル
大阪府		高圧ガス保安協会近畿支部 電話：06-6312-4052 〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル
広島県		高圧ガス保安協会中国支部 電話：082-243-8016 〒730-0051 広島県広島市中区大手町 2-8-4 パークサイドビル
香川県		高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
福岡県		
沖縄県		(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 電話：098-858-9562 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター

別表 2：知事試験の試験地・試験種類及び担当部署・事務所

試験地	試験種類	担当部署・事務所の名称・電話番号・住所
北海道（札幌市）	乙種化学 乙種機械 丙種化学（特別） 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売	高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
北海道（函館市）		
北海道（室蘭市）		
北海道（旭川市）		
北海道（釧路市）		
北海道（札幌市）	丙種化学（液石） 第二種販売	北海道液化石油ガス試験事務所 電話：011-812-6411 〒003-0013 北海道札幌市白石区中央三条 3-1-40 （一社）北海道LPガス協会内
北海道（函館市）		
北海道（室蘭市）		
北海道（旭川市）		
北海道（釧路市）		
青森県	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	青森県試験事務所 電話：017-775-2731 〒030-0802 青森県青森市本町 2-4-10 田沼ビル （一社）青森県エルピーガス協会内
岩手県		岩手県試験事務所 電話：019-623-6471 〒020-0015 岩手県盛岡市本町通 1-17-13 （一社）岩手県高圧ガス保安協会内
宮城県		高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
秋田県		秋田県試験事務所 電話：018-862-4918 〒010-0951 秋田県秋田市山王 3-1-7 東カン秋田ビル （一社）秋田県LPガス協会内
山形県		山形県試験事務所 電話：023-623-8364 〒990-0025 山形県山形市あこや町 1-2-12 あこや町ビル （一社）山形県LPガス協会内
福島県		福島県試験事務所 電話：024-593-2161 〒960-1195 福島県福島市上鳥渡字蛭川 2-2-2 （一社）福島県LPガス協会内
茨城県		茨城県試験事務所 電話：029-225-3261 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 （一社）茨城県高圧ガス保安協会内
栃木県		栃木県試験事務所 電話：028-689-5200 〒321-0941 栃木県宇都宮市東今泉 2-1-21 栃木県ガス会館 （一社）栃木県LPガス協会内

試験地	試験種類	担当部署・事務所の名称・電話番号・住所
群馬県	械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	群馬県試験事務所 電話：027-255-4639 〒371-0854 群馬県前橋市大渡町1－10－7 群馬県公社総合ビル 群馬県高圧ガス保安協会連合会内
埼玉県		埼玉県試験事務所 電話：048-833-6107 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3－4－9 太陽生命ビル6 F 埼玉県高圧ガス団体連合会内
千葉県		千葉県試験事務所 電話：043-246-1725 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1－13－1 千葉県ガス石油会館（公社）千葉県LPガス協会内
東京都（23区）	乙種化学、乙種機械、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売	高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4－3－13 ヒューリック神谷町ビル
東京都（大島町）		
東京都（三宅村）		
東京都（八丈町）		
東京都（小笠原村）		
東京都（23区）	丙種化学（液石） 第二種販売	東京都液化石油ガス試験事務所 電話：03-5362-3881 〒160-0022 東京都新宿区新宿1－36－4 丁子屋ビル （一社）東京都LPガス協会内
東京都（大島町）		
東京都（三宅村）		
東京都（八丈町）		
東京都（小笠原村）		
神奈川県	乙種化学、乙種機械、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売	高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4－3－13 ヒューリック神谷町ビル
	丙種化学（液石） 第二種販売	神奈川県液化石油ガス試験事務所 電話：045-201-1400 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通3－33 共済ビル別館（公社）神奈川県LPガス協会内
新潟県（新潟市）	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	新潟県試験事務所 電話：025-244-3784 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1－2－23 北陸ビル 新潟県高圧ガス保安団体連絡協議会内
新潟県（三条市）		富山県試験事務所 電話：076-441-6993 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り6－11 富山フコク生命ビル4階（一社）富山県エルピーガス協会内
新潟県（上越市）		
富山県		
石川県		石川県試験事務所 電話：076-254-0634 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2－3 鉄工会館（一社）石川県エルピーガス協会内
		福井県試験事務所 電話：0776-34-3930 〒918-8037 福井県福井市下江守町第26号35番地4（一社）福井県LPガス協会内
福井県		山梨県試験事務所 電話：055-228-4171 〒400-0035 山梨県甲府市飯田1－4－4 ヒロセビル（一社）山梨県LPガス協会内
山梨県		長野県試験事務所 電話：026-229-8734 〒380-0935 長野県長野市中御所1－16－13 天馬ビル4 F（一社）長野県LPガス協会内
長野県		岐阜県試験事務所 電話：058-274-7131 〒500-8384 岐阜県岐阜市葦田南5－11－11 岐阜県エルピージー会館（一社）岐阜県LPガス協会内
岐阜県		静岡県一般ガス・冷凍試験事務所 電話：054-254-7891 〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町2－3－1 ふしみやビル（一社）静岡県高圧ガス保安協会内
静岡県	静岡県液化石油ガス試験事務所 電話：054-255-2451 〒420-0064 静岡県静岡市葵区本通6－1－10 静岡県プロパン会館（一社）静岡県LPガス協会内	
愛知県	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4－3－13 ヒューリック神谷町ビル
三重県		三重県試験事務所 電話：059-346-1009 〒510-0855 三重県四日市市馳出町3－29 親和ビル 三重県高圧ガス安全協会内
滋賀県	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機	滋賀県試験事務所 電話：077-526-4718 〒520-0044 滋賀県大津市京町4－5－23 フォレスト京町ビル 滋賀県高圧ガス保安協会内

試験地	試験種類	担当部署・事務所の名称・電話番号・住所
京都府	械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	京都府試験事務所 電話：075-314-6540 〒601-8306 京都府京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONAビル京都府高圧ガス試験運営協議会内
大阪府		高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
兵庫県		高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
奈良県		奈良県試験事務所 電話：0742-33-7192 〒630-8132 奈良県奈良市大森西町13-12 奈良県高圧ガス保安協議会内
和歌山県		和歌山県試験事務所 電話：073-432-1896 〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通1-1-7 サンケイビル5F 和歌山県高圧ガス地域防災協議会内
鳥取県		鳥取県試験事務所 電話：0857-22-3319 〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水1-133 (一社)鳥取県LPガス協会内
島根県（松江市）		島根県試験事務所 電話：0852-21-9716 〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル8F (一社)島根県LPガス協会内
島根県（江津市）		
岡山県		岡山県試験事務所 電話：086-226-5227 〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下1-3-19 成広ビル6F 岡山県高圧ガス地域防災協議会内
広島県		広島県試験事務所 電話：082-228-1370 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル 広島県高圧ガス地域防災協議会内
山口県	乙種化学、乙種機械、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売	山口県一般ガス・冷凍試験事務所 電話：083-974-5380 〒754-0011 山口県山口市小郡御幸町7-31 アドレ・ビル203 山口県高圧ガス保安協会内
	丙種化学（液石）第二種販売	山口県液化石油ガス試験事務所 電話：083-925-6361 〒753-0074 山口県山口市中央4-5-16 山口県商工会館 (一社)山口県LPガス協会内
徳島県	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	徳島県試験事務所 電話：088-665-7705 〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉209-5 徳島健康科学総合センター（一社）徳島県エルピーガス協会内
香川県		香川県試験事務所 電話：087-821-4401 〒760-0020 香川県高松市錦町1-6-8 柳ビル (一社)香川県LPガス協会内
愛媛県		愛媛県試験事務所 電話：089-947-4744 〒790-0003 愛媛県松山市三番町6-7-2 ラ・ベルダムビル4F (一社)愛媛県LPガス協会内
高知県		高知県試験事務所 電話：088-805-1622 〒780-8031 高知県高知市大原町80-2 高知県石油会館 (一社)高知県LPガス協会内
福岡県		高圧ガス保安協会試験・教育事業部門 電話：03-3436-6102 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
佐賀県		佐賀県試験事務所 電話：0952-20-0331 〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東2-2-1 フルカワビル (一社)佐賀県LPガス協会内

試験地	試験種類	担当試験事務所の名称・電話番号・住所
長崎県	乙種化学、乙種機械、 丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	長崎県試験事務所 電話：095-824-3770 〒850-0055 長崎県長崎市中町1-2-6 N a g a s a k i 中町ビル （一社）長崎県L P ガス協会内
熊本県		熊本県試験事務所 電話：096-381-3131 〒862-0951 熊本県熊本市中央区上水前寺2-18-4 （一社）熊本県L P ガス協会内
大分県		大分県試験事務所 電話：097-534-0733 〒870-0045 大分県大分市城崎町2-1-5 司法ビル （一社）大分県高圧ガス保安協会内
宮崎県		宮崎県試験事務所 電話：0985-52-1122 〒880-0912 宮崎県宮崎市赤江飛江田774 宮崎県エルピーガス会館（一社）宮崎県L P ガス協会内
鹿児島（鹿児島市）		鹿児島県試験事務所 電話：099-250-2535 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-6 鹿児島県プロパンガス会館（一社）鹿児島県L P ガス協会内
鹿児島（奄美市）		
沖縄県（本島）		沖縄県試験事務所 電話：098-858-9562 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター（一社）沖縄県高圧ガス保安協会内
沖縄県（宮古島市）		
沖縄県（石垣市）		

別紙：筆記試験の科目免除申請の条件

◆甲種化学

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
法 令	甲種機械免状 ^{※1}	保安管理技術＋学識
保安管理技術	製造第一講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	甲種化学講習の講習修了証 ^{※2}	法 令
全 科 目	甲種機械免状 ^{※1} ＋ 甲種化学講習の講習修了証 ^{※2}	

※1:国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2:昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第一講習の講習修了証でも可

◆甲種機械

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
法 令	甲種化学免状 ^{※1}	保安管理技術＋学識
保安管理技術	製造第四講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	甲種機械講習の講習修了証 ^{※2}	法 令
全 科 目	甲種化学免状 ^{※1} ＋ 甲種機械講習の講習修了証 ^{※2}	

※1:国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2:昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第四講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第五講習の講習修了証でも可

◆第一種冷凍機械

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
保安管理技術	製造第六講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	第一種冷凍機械講習の講習修了証 ^{※1}	法 令

※1:昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第六講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第七講習の講習修了証でも可

◆乙種化学

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
法 令	甲種機械免状 又は 乙種機械免状 ^{※1}	保安管理技術＋学識
保安管理技術	製造第二講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	乙種化学講習の講習修了証 ^{※2}	法 令
全 科 目	甲種機械免状 ^{※1} ＋ 乙種化学講習の講習修了証 ^{※2} ----- 又は ----- 乙種機械免状 ^{※1} ＋ 乙種化学講習の講習修了証 ^{※2}	

※1:国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2:昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第二講習の講習修了証でも可

◆乙種機械

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
法 令	甲種化学免状 又は 乙種化学免状 ^{※1}	保安管理技術+学識
保安管理技術	製造第五講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令+学識
保安管理技術+学識	乙種機械講習の講習修了証 ^{※2}	法 令
全 科 目	甲種化学免状 ^{※1} + 乙種機械講習の講習修了証 ^{※2} ----- 又は ----- 乙種化学免状 ^{※1} + 乙種機械講習の講習修了証 ^{※2}	

※1:国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2:・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第五講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第六講習の講習修了証でも可

◆丙種化学(液石)

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
保安管理技術	製造第三講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令+学識
保安管理技術+学識	丙種化学(液石)講習の講習修了証 ^{※1}	法 令

※1:昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第三講習の講習修了証でも可

◆丙種化学(特別)

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
保安管理技術+学識	丙種化学(特別)講習の講習修了証 ^{※1}	法 令

※1:昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第四講習の講習修了証でも可

◆第二種冷凍機械

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
保安管理技術	製造第七講習の講習修了証(昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令+学識
保安管理技術+学識	第二種冷凍機械講習の講習修了証 ^{※1}	法 令

※1:・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第七講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第八講習の講習修了証でも可

◆第三種冷凍機械

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
保安管理技術	第三種冷凍機械講習の講習修了証 ^{※1}	法 令

※1:・昭和51年2月21日以前の製造第八講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第九講習の講習修了証でも可

◆第一種販売

＜免除科目＞	＜免除の条件及びその必要な証明書類(写)＞	＜受験科目＞
法 令	丙種化学(特別)免状 ^{※1}	保安管理技術
保安管理技術	第一種販売講習の講習修了証 ^{※2}	法令
全 科 目	丙種化学(特別)免状 ^{※1} + 第一種販売講習の講習修了証 ^{※2}	

※1:国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2:平成7年3月31日以前の販売第一講習の講習修了証でも可

◆第二種販売

<免除科目>	<免除の条件及びその必要な証明書類(写)>	<受験科目>
法 令【高圧法】	丙種化学(特別)免状 ^{※1}	法 令【液石法】 +保安管理技術
法 令【液石法】	液化石油ガス設備士免状	法 令【高圧法】 +保安管理技術
法令 【高圧法+液石法】	丙種化学(特別)免状 ^{※1} + 液化石油ガス設備士免状	保安管理技術
保安管理技術	第二種販売講習の講習修了証 ^{※2}	法令 【高圧法+液石法】
法令【高圧法】 +保安管理技術	・甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)(昭和51年2月22日以降の丙種化学(液石)試験に合格したものに限る。)の何れかの免状^{※1} 又は ・丙種化学(特別)免状^{※1} + 第二種販売講習の講習修了証^{※2}	法令【液石法】
法令【液石法】 +保安管理技術	第二種販売講習の講習修了証 ^{※2} + 液化石油ガス設備士免状	法令【高圧法】
全科目	・甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)(昭和51年2月22日以降の丙種化学(液石)試験に合格したものに限る。)の何れかの免状^{※1} + 液化石油ガス設備士免状 ・丙種化学(特別)免状^{※1} + 第二種販売講習の講習修了証^{※2} + 液化石油ガス設備士免状 破線は選択可能 ・丙種化学作業主任者免状 (昭和51年2月21日以前の試験に合格したものに限る。)^{※1} ・乙種化学作業主任者免状(昭和36年～38年の試験に合格したもので、丙種化学作業主任者免状と見なすものに限る。)^{※1}	

※1:国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2:平成7年3月31日以前の販売第二講習の講習修了証でも可